

各都道府県専修学校各種学校主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室

勤労学生控除に関する専修学校・各種学校の課程等の証明に関する手続について（依頼）

令和5年度における標記に関する都道府県知事等からの申請については、「所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書の発行に関する実施要項」（別添1）及び「所得税法施行令第11条の3第1項第2号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校・各種学校である旨の証明書の発行に関する実施要項」（別添2）を御参照のうえ、下記担当あてに御提出いただきますようお願いいたします。

各様式の作成及び学則や過去に発行された証明書原本など必要資料の添付にあたっては、別添1、別添2及び「申請にあたっての留意事項」（別添5）を十分御確認いただきますようお願いいたします。

また、書類一式の提出にあたっては、メールにて電子データを送付いただくようお願いいたします。

なお、提出期限は本年8月15日（火）といたしますので手続きに遺漏の無いようお願いいたします。

<添付書類>

【参考】勤労学生控除に係る手続書類の提出方法について

【別添1】所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書の発行に関する実施要項

【別添2】所得税法施行令第11条の3第1項第2号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校・各種学校である旨の証明書の発行に関する実施要項

【別添3】平成18年4月1日付文科生第42号文部科学省生涯学習政策局長通知「勤労学生控除制度の改正について」

【別添4】該当校一覧（一覧表様式）

【別添5】申請にあたっての留意事項

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
専修学校教育振興室専修学校第一係 新保、田中  
TEL：03-5253-4111（内線2915）  
E-mail：syosensy@mext.go.jp

《勤労学生控除に係る手続書類の提出方法について》

勤労学生控除に関する専修学校・各種学校の課程等の証明に関する手続について、申請書類等の提出期限及び申請様式・添付資料等の提出方法については、以下のとおり取り扱うことといたします。つきましては、手続に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

1. 提出期限

提出期限については、実施要項等の記載のとおり、以下のとおりといたします。

提出書類	実施要項上の期限
申請書及び総括表（様式1・2・4・5）	8月15日

※提出書類には、上記の他、一覧表様式及び学則等の添付書類を含む。

※実施要項には、Q&A 等を含む。

2. 提出方法

提出方法については、以下のとおりとします。

提出書類	郵送	メール添付
申請書及び総括表（様式1・2・4・5）	×	○
一覧表様式1・2	×	○
新旧対象表等の変更の内容が分かる書類及び変更について所轄庁の認可を受け、または届け出たことを証する書類（名称変更の場合のみ）	×	○
証明書の返戻（名称変更・廃止の場合のみ）	○	×

各都道府県専修学校主管課等にて学校からの推薦資料を取りまとめてメールで提出をお願いします。

### 【提出にあたってのフォルダ構成】

学校ごとに1つのフォルダ（フォルダ名：正式な学校名としてください。学校法人等の単位で大きくりにするのではなく、まず学校単位でフォルダを必ず作成してください。）を作成し、その中に、①申請書及び総括表、②学則、③新旧対象表等の変更の内容が分かる書類及び当該変更について所轄庁に認可を受け、または届け出たことを証する書類（名称変更の場合のみ）を格納してください。

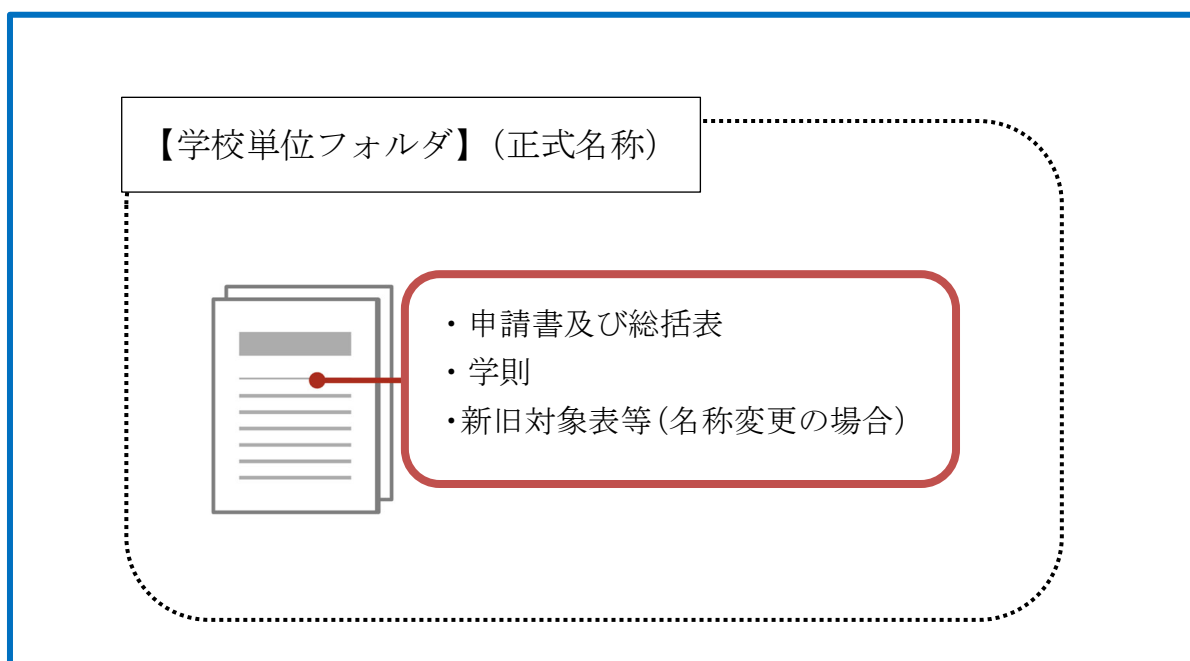


図 提出フォルダイメージ

なお、ファイルの容量制限等により送信することができない場合は、各都道府県等より専修学校教育振興室あてご相談いただくようお願いします。

所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・  
各種学校の課程である旨の証明書の発行に関する実施要項

1 趣旨

所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校（以下「専修学校等」という。）の課程である旨の証明書の発行については、本実施要項の定めるところによるものとします。

2 所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校等の課程

(1) 専修学校の高等課程及び専門課程

- イ 職業に必要な技術の教授をすること。
- ロ その修業期間が1年以上であること。
- ハ その1年の授業時間数が800時間以上であること（夜間その他特別な時間において授業を行う場合には、その1年の授業時間数が450時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が800時間以上であること。）。
- ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

(2) 専修学校の一般課程及び各種学校の課程

- イ 職業に必要な技術の教授をすること。
- ロ その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、それぞれの修業期間が1年以上であって一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間）が2年以上であること。
- ハ その1年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数）が680時間以上であること。
- ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

3 対象となる専修学校等の設置者

全ての設置者（なお、「5留意事項（2）」について留意してください。）

4 手続

- (1) 私立の専修学校等にあつては都道府県知事、公立の専修学校等にあつては都道府県教育委員会、国立大学法人の置く専修学校にあつては国立大学法人学長（以下「都道府県知事等」という。）は、専修学校等の設置者により提出された以下の書類について、上記2の要件を満たすと認めた場合には、当該専修学校等の一覧に、提出された書類2通（正本1通、副本1通）を添えて8月15日までに文部科学大臣宛提出願います。

- イ 申請書（様式1による。）
- ロ 総括表（様式2による。）
- ハ 証明書（様式3による。）
- ニ 学則

- (2) 文部科学大臣は、都道府県知事等により提出された上記(1)の書類に基づき審査を行い、上記2の要件を満たすと認めた課程について、原則として11月に証明書を発行します。
- (3) 専修学校等の名称の変更、該当課程の名称の変更その他証明書の記載事項に変更があったときは、当該専修学校等の設置者は、所轄の都道府県知事等を経由して当該証明書を文部科学大臣に返戻するとともに、新たな証明書の発行を希望する場合には、上記(1)の書類及び次の書類を都道府県知事等宛提出願います。  
なお、その後の手続については、上記(1)及び(2)の例によることとします。
  - ホ 新旧の比較対照表その他当該変更の内容を明らかにする書類
  - ヘ 当該変更につき、法令の定めるところにより、所轄庁の認可を受け、または所轄庁に届け出たことを証する書類

## 5 留意事項

- (1) 様式1から3の「該当する課程名」は、専修学校等の基本となる組織の名称(例えば医療専門課程、衛生高等課程)及び当該組織に置かれる上記2の要件に該当する学科の名称(例えば看護科、理容科)を記入してください。
- (2) 国、地方公共団体、学校法人、私立学校法第64条第4項に規定する法人及び所得税法施行令第11条の3第1項第1号に規定する者以外の設置者により設置された専修学校等の生徒が勤労学生控除を受けるためには、あわせて「所得税法施行令第11条の3第1項第2号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校・各種学校である旨の証明書の発行に関する実施要項」に基づく手続も行っていただくことが必要です。
- (3) 本実施要項による証明書は、確定申告又は年末調整の際、提出又は提示することが必要となりますので、各専修学校等におかれては、証明書の写を生徒に交付する際に、その旨を十分周知してください。

所得税法施行令第 11 条の 3 第 1 項第 2 号に基づき文部科学大臣が定める基準を  
満たす専修学校・各種学校である旨の証明書の発行に関する実施要項

## 1 趣旨

所得税法施行令第 11 条の 3 第 1 項第 2 号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校・各種学校（以下「専修学校等」という。）である旨の証明書の発行については、本実施要項の定めるところによるものとします。

## 2 所得税法施行令第 11 条の 3 第 1 項第 2 号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校等

- (1) 所得税法施行令第 11 条の 3 第 2 項に規定する課程を履修する生徒の数が 20 人以上であること（20 人に満たない場合であって、相当の期間内に 20 人以上となる見込みがあるときを含む。）。
- (2) 職業に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目、実際生活に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目及び教養の向上を図るにふさわしい授業科目が開設されていること。
- (3) 教育水準を維持するための教員の数が、(2) の授業科目の開設の状況に照らして適切なものであること。ただし、3 人を下ることができない。  
（なお、「勤労学生控除制度の改正について」（平成 18 年 4 月 1 日付け文部科学省生涯学習政策局長通知）2（3）を参照してください。）

## 3 対象となる専修学校等の設置者

国、地方公共団体、学校法人、私立学校法第 64 条第 4 項に規定する法人及び所得税法施行令第 11 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する者以外の設置者

## 4 手続

- (1) 都道府県知事は、専修学校等の設置者により提出された以下の書類について、上記 2 の要件を満たすと認めた場合には、当該専修学校等の一覧に、提出された書類 2 通（正本 1 通、副本 1 通）を添えて 8 月 15 日までに文部科学大臣宛提出願います。
  - イ 申請書（様式 4 による。）
  - ロ 総括表（様式 5 による。）
  - ハ 証明書（様式 6 による。）
  - ニ 学則
- (2) 文部科学大臣は、都道府県知事により提出された上記（1）の書類に基づき審査を行い、上記 2 の要件を満たすと認めた専修学校等について、原則として 11 月に証明書を発行します。

## 5 留意事項

- (1) 本実施要項による証明書の有効期限は 1 年間です。従って、本実施要項に基づく手続は、必要に応じて各年ごとに行っていただくことになります。
- (2) 様式 5 の「該当する課程名」には、「所得税法施行令第 11 条の 3 第 2 項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書」に記載されている（記載され

ることとなる) 課程名及び学科名を記入してください。また、「証明書の発行日」には、当該証明書の発行日を記載してください(申請中である場合には、その旨を記載してください)。

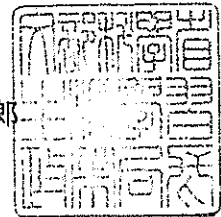
- (3) 上記3「対象となる専修学校等の設置者」により設置された専修学校等の生徒が勤労学生控除を受けるためには、あわせて、在籍する課程について、「所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書の発行に関する実施要項」に基づき「所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書」が交付されていることが必要です。
- (4) 本実施要項による証明書は、「所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書」とあわせて、確定申告又は年末調整の際、提出又は提示することが必要となりますので、各専修学校等におかれては、証明書の写を生徒に交付する際に、その旨を十分周知してください。



18文科生第42号  
平成18年4月1日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
専修学校を置く各国立大学法人学長  
殿

文部科学省生涯学習政策局長  
田中 壮一郎



(印影印刷)

### 勤労学生控除制度の改正について（通知）

このたび、別添のとおり、所得税法（昭和40年法律第33号）、同法施行令（昭和40年政令第96号）及び同法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）が改正され、また、「所得税法施行令第11条の3第1項第2号の規定に基づき文部科学大臣が定める基準（平成18年文部科学省告示第48号）」の告示が制定され、それぞれ本年4月1日より施行されました。

この改正の概要は下記のとおりです。

これにより、これまで所得税等に係る勤労学生控除の対象とされていなかった個人立専修学校等の生徒についても、当該専修学校等が文部科学大臣の定める基準を満たす場合には、勤労学生控除の対象として取り扱われることとなりました。また、これらの生徒が勤労学生控除を受けるに当たっては、これまで必要とされていた「所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書」の写に加えて、「所得税法施行令第11条の3第1項第2号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校・各種学校である旨の証明書」の写も必要とされることとなりました。

については、両証明書の発行に関する実施要項を別紙1及び別紙2のとおり定めましたので、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。あわせて、各都道府県知事等におかれては、以上の趣旨を所轄の専修学校及び各種学校に対し周知いただくようお願いいたします。

なお、昭和41年3月25日付け文管振第88号「勤労学生控除の対象となる各種学校の課程の証明手続きについて」、昭和42年9月1日付け42管振第23号「勤労学生控除の対象となる各種学校の課程の証明書の記載事項の変更の取扱い等について」、昭和46年7月20日付け文管振第123号「勤労学生控除制度等の改正について」、昭和51年8月16日付け文管企第222号「勤労学生控除の対象となる専修学校の課程の証明手続きについて」は、廃止します。

### 記

#### 1 改正の概要

(1) 勤労学生控除の対象となる専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」とい



う。)の設置者の範囲は、従来、国、地方公共団体、学校法人、私立学校法第64条第4項に規定する法人及び改正前の所得税法施行令第11条の3第1項に規定する法人に限定されていたが、このたびの改正により、独立行政法人国立病院機構及びこれらの設置者以外の設置者のうち文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校等を設置する者にまで拡大されたこと。(改正後の所得税法施行令第11条の3第1項第1号及び第2号関係)

(2) 改正後の所得税法施行令第11条の3第1項第2号の規定に基づき文部科学大臣が定める基準(以下「本件基準」という。)を、次のとおり定めたこと。(平成18年文部科学省告示第48号関係)

イ 所得税法施行令第11条の3第2項に規定する専修学校等の課程を履修する生徒の数が20人以上であること(20人に満たない場合であって、相当の期間内に20人以上となる見込みがあるときを含む。)(第1号関係)

ロ 職業に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目、実際生活に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目及び教養の向上を図るにふさわしい授業科目が開設されていること。(第2号関係)

ハ 教育水準を維持するための教員の数が、②の授業科目の開設の状況に照らして適切なものであること。ただし、3人を下ることができない。(第3号関係)

(3) 本件基準を満たす専修学校等の生徒が勤労学生控除を受けるに当たっては、従来の「所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書」の写に加えて、「所得税法施行令第11条の3第1項第2号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校・各種学校である旨の証明書」の写が必要であること。(改正後の所得税法施行規則第47条の2第4項第1号イ関係)

## 2 留意事項

(1) このたびの所得税法の一部改正等は平成18年4月1日より施行し、平成18年分以後の所得税について適用されること。また、個人住民税に係る勤労学生控除については、地方税法第34条第10項及び同法第314条の2第10項で所得税法第2条第1項第32号を準用しており、平成19年分以後の個人住民税について同様に適用されること。(なお、個人住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税主義が採られているため、今回改正は、平成19年分以後について適用されることになっているので留意されたい。)

(2) 本件基準は、所得税及び個人住民税の取り扱いにおいて、勤労学生控除の対象となる専修学校等の範囲について定めるものであり、専修学校等は、専修学校設置基準第1条及び各種学校規程第2条の趣旨を踏まえ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならないこと。

(3) 基準第1号中の「20人に満たない場合であって、相当の期間内に20人以上となる見込みがあるときを含む。」とは、以下の場合を含むと考えられること。

イ 近年の生徒数が20人前後で推移しており、相当の期間内(5年以内を目処。以下同じ。)に20人以上となる見込みがあるとき。

ロ 近年の生徒数が着実に増加しており、相当の期間内に20人以上となる見込みがあるとき。

ハ 学校の統合や学科の新設などの特別な事由により、相当の期間内に20人以上となる見込みがあるとき。

### 所得税法施行令第11条の3第2項・該当校一覧

- (1) 都道府県等において、申請のあった学校の課程のうち、要件を満たすと認めたものについて記載してください。
- (2) 合計学校数を明記してください。

都道府県：〇〇県  
 担当者名：〇〇 〇〇  
 電 話：〇〇〇-〇〇〇  
 合 計：〇 校

位置	専修学校・各種学校の別	学 校 名	学校の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	課 程 名	学 科 名	備 考	
〇〇県	専修学校	〇〇専門学校	〇〇県・・市・・	学校法人〇〇学園	〇〇県・・市・・	〇〇専門課程	〇〇学科(2年制)	記載事項変更	
							〇〇学科(3年制)		
							〇〇学科		
	専修学校	〇〇高等専修学校	〇〇県・・市・・	学校法人〇〇学園	〇〇県・・市・・	〇〇高等課程	〇〇学科	新規	
							〇〇学科		
	各種学校	〇〇スクール	〇〇県・・市・・	〇〇 〇〇	〇〇県・・市・・			〇〇学科	記載事項変更



## 申請にあたっての留意事項

### 1. 申請時期について

- (1) 別添 1 の実施要項に基づき、様式 1 及び様式 2 で申請し、様式 3 にて発行される証明書（以下、「証明書（様式 3）」という。）は、一度発行すると次年度以降も有効なので、継続して使用することができます。  
記載事項に変更があれば、改めて申請の上、証明書（様式 3）の交付を受ける必要があります。記載事項の変更に伴う申請の際には、すでに交付された証明書（様式 3）の原本も合わせて提出（返戻）が必要となりますのでご注意ください。
- (2) 別添 2 の実施要項に基づき、様式 4 及び様式 5 で申請し、様式 6 にて発行される証明書（以下、「証明書（様式 6）」という。）は、有効期限が 1 年間なので、該当する学校は、毎年度申請の上、証明書（様式 6）の交付を受ける必要があります。  
毎年度行う当該申請では、すでに交付された証明書（様式 6）の原本を提出（返戻）する必要はありません。
- (3) 証明書（様式 3）について、学校の廃止等により、改めての申請を伴わずに当該証明書が不要となる場合には、すでに交付された証明書（様式 3）の原本のみを返戻してください。その際、申請は伴いませんので、様式等の提出は不要です。（※原本のみ返戻いただければ OK）

### 2. いわゆる「学年進行」として扱うケースについて

- (1) 「学年進行」とは、学則上で学科名を変更しても、変更時の在校生には変更前の学科名を使用し、変更後の新生には変更後の学科名を使用する、といったケースを指します（学校名や課程名でも同様の取扱いがあり得ます）。この場合、変更時の在校生は、卒業するまで旧学科名を使用し続ける一方、変更後の新生は、すでに新学科名を使用しているので、当該学校において、旧学科名と新学科名を同時に使用する期間が生じることとなります。  
この期間に、当該学科が証明書（様式 3）を使用する場合は、新旧両方の学科名が記載されている必要があります。  
学科名等の名称変更があった場合は、「学年進行」として扱うケースであるかどうかを確認の上、証明書（様式 3）に記載すべき学科名等を十分にご確認ください。  
※年度ごとに、勤労学生控除の証明が必要な学科名を確認した上、すでに交付された証明書（様式 3）から変更が必要か、どの学科名の追記・削除が必要か、十分にご確認ください。
- (2) 「学年進行」として扱うケースでは、学則上の名称変更があっても、新学科名等を使用する生徒がいない期間である場合など、年度によって、証明書（様式 3）の記載事項に変更を要しない場合もあります。  
新たな証明書の発行には、すでに発行された証明書の原本の返戻が必要なので、すでに発行された証明書原本と差し替える必要のある年度に、当該申請を行うようお願いします。  
※将来申請を予定している場合でも、すでに発行された証明書（様式 3）と差し替える年度までは、当該申請はできません。

(3) 申請された学科については、合わせて提出される学則に基づき審査しますので、「学年進行」を伴うケースでは、名称変更後の最新の学則に加えて、変更前の直近の学則も合わせて必要になる場合があります。提出する学則において、申請する学科名等を確認することができるよう、過不足なく提出してください。

(4) 証明書（様式6）については、別添2の実施要項に定める基準を満たす「専修学校」（または各種学校）であることを証明するものであり、また、毎年度発行するものなので、当該申請は、学年進行のケースかどうかとは関係ありません。

### 3. 様式の記入について

#### 【一覧様式】

申請のあった課程のうち、要件を満たすものをまとめて記載し、都道府県等ごとに1枚作成してください。この一覧様式データに基づき証明書印刷のためのリストを作成しますので、申請内容と相違のないよう正確に記入いただくようご留意ください。

#### 【様式1】

(1) 専修学校用と各種学校用の様式に分かれていますので、該当する様式を使用してください。また、「該当する課程名」には、学則に記載されている課程名・学科名と相違なく正確に記入してください。

(2) 同一学科名で、昼夜の区別、または修業年限の区別がある場合は、証明書上でも区別する必要がありますので、以下の記載例に従って追記して下さい。ただし、名称に「二年制」や「昼間部〇〇課程」等の文言を含み、課程名や学科名だけで区別できる場合は、区別のための追記は不要です。

〔記載例〕

#### 【学則】

第〇条 本校の課程・学科は次のとおりとする。

課程	学科	就業年限	昼夜の別
医療専門課程	看護科Ⅰ部	3年	昼
	看護科Ⅱ部	3年	夜
服飾・家政専門課程	服飾科	3年	夜
		2年	昼
文化・教養専門課程	会計士科	2年	昼
		3年	夜
		2年	夜
	高度会計士科	3年	昼



#### 【様式1への記載方法】

該当する課程名	医療専門課程	看護科Ⅰ部	
		看護科Ⅱ部	
	服飾・家政専門課程	服飾科	<u>修業年限2年（昼間部）</u>
		服飾科	<u>修業年限2年（夜間部）</u>
		服飾科	<u>修業年限3年</u>
	文化・教養専門課程	会計士科	<u>（昼間部）</u>
		会計士科	<u>（夜間部）</u>
		高度会計士科	

(3) 別添1の実施要項に基づく様式1及び様式2の申請は、所得税法施行令第11条の3第2項に該当する「課程」であることを証明するものなので、証明書上は、原則、課程名・学科名までを記載し、コース名等までは記載しないこととしています。

ただし、同一学科内でコース等ごとに区別する必要がある場合は、学科名同様、学則の記載と相違なく正確に記入してください。

※コース別の区別が不要であるにもかかわらず様式にコース名を記載したものでないか、学則等により十分ご確認ください。

#### 【様式2】

(1) 「年間授業時数」は、各学年ごとの授業時間数を記入してください。

選択科目等を設定している場合は、修了に必要な最低限の時間数を算出した上で、各学年ごとの授業時間数を計上してください。

単位制学科の場合は、各単位から授業時間数を換算した上で、各学年ごとの授業時間数を計上してください。

※計算方法がわかるものを学則と合わせて提出してください。

(3) 該当学科が複数であっても、様式2は1枚にまとめて作成してください。

#### 【様式3】※作成不要

様式3は、別添1の実施要項において提出を要することとなっていますが、文部科学省において作成することとしますので、提出は不要とします。

#### 【様式4・様式5】

(1) 証明書(様式6)による証明は、国、地方公共団体、学校法人、私立学校法第64条第4項に規定する法人(準学校法人)及び所得税法施行令第11条の3第1項第1号に規定する者以外の設置者です。すなわち個人立、組合立、株式会社立等の専修学校・各種学校の設置者が対象となります。当該設置者は、証明書(様式3)と併せて証明書(様式6)が必要となります。

(2) 実施要項2(1)に示す要件「生徒の数が20人以上であること」については、生徒数の「実員」にて確認します。実員が20人に満たない場合は、別添3の通知中、2(3)を踏まえて、「相当の期間内に20人以上となる見込みについて」欄の記載に基づき審査しますので、生徒募集の状況など必要な説明をできるだけ詳細に記載してください。

#### 【様式6】※作成不要

様式3と同様、提出は不要です。

### 4. 学則等の添付について

(1) 申請された各課程・学科については、添付される学則にて審査しますので、名称や要件に関する内容が、提出する学則において確認できるよう、過不足なく提出してください。学則の記載のみで確認できない内容については、適宜資料を追加してください。

- (2) 「年間授業時間数」は、学則のカリキュラム表等に基づき確認することとなります。①各学年ごとの授業時間数、②選択科目を設定している場合の修了に必要な最低時間数、③単位制学科である場合の修了に必要な授業時間数の換算方法などについて、学則の記載で確認することができるか十分ご確認の上、適宜必要な資料を添付してください。
- ※単位制学科で、単位数と時間数の換算方法がわかる資料の添付が難しい場合（分量が多い、該当箇所の抜粋が煩雑など）は、学則のカリキュラム表等の欄外等に、算出式など換算方法を記載することで可とします。
- (3) 学則は両面印刷とし、不要なカリキュラム表等を除く等、分量が多くなりすぎないように、ご協力をお願いします。
- (4) 証明書（様式3）の記載事項変更に伴う申請では、
- ① 新旧の比較対照表その他当該変更の内容を明らかにする書類
  - ② 当該変更につき、法令の定めるところにより、所轄庁の認可を受け、または所轄庁に届け出たことを証する書類
- の提出が必要となります。
- ①名称変更等に係る学則の新旧対照表や、②都道府県による認可通知の写し又は都道府県による届出受理通知の写しなどが該当しますので、様式等と合わせて提出をお願いします。
- ※届出受理通知等がない場合は、都道府県で受付処理された届出の写しによる提出も可とします。

## 5. その他の留意事項

- 一度発行した証明書（様式3・様式6）は、再発行することができません。原本の管理には十分ご留意いただきますようお願いします。
- 万が一、紛失した場合等には、再度申請していただき、新規に発行することとなります（期日をさかのぼって発行することはできません）。
- また、当該申請の際には、紛失の理由及び等を記載した書面の提出も必要となります。